

事務連絡  
平成14年3月29日

各都道府県薬務主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局審査管理課

基布含浸型化粧品の効果の範囲について

基布含浸型化粧品については、昭和63年9月10日事務連絡「化粧品ぬれティッシュの自主基準等について」により、乳幼児のおしりに使用部位を限定して清浄、清拭に使用する旨を標ぼうする場合は医薬部外品にあたらないと示しているところであるが、今般、化粧品の効果の範囲の見直しを行ったことから、下記のとおり改めることとしたので、貴管下関係業者に対し、周知徹底を図られたい。

記

基布含浸型化粧品の効果の範囲は、乳幼児のおしりに使用部位を限定せず、平成12年12月28日医薬発第1339号医薬安全局長通知に従うこととする。

